

平成 30 年 3 月 9 日  
市 長 決 裁

## 行政不服審査法の全部改正に伴う庁内体制の整備について

### 1 庁内体制整備の要点

これまでの行政不服審査制度は、審理手続を主宰する職員についての規定がなく、原処分に関与した職員が審理を主宰することも禁じられていなかったため、中立性、公平性が確保されたものではなかった。そのため行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号。以下「法」という。）が抜本的に見直され、公平性の向上の観点から、審理員による審理及び第三者機関への諮問が導入された。

これにより新制度では、処分庁（不作為庁を含み以下「処分庁等」という。）、審査庁、審理員及び第三者機関による審査体制となる（「別紙 1」参照）ことから、制度趣旨を踏まえ、それぞれに対する補助機関を担当する部署の設定及び審理員に関する基準等を定めるものである。

### 2 補助機関体制の方向性

法においては、処分庁等、審査庁、審理員及び第三者機関の 4 者が出てくることになるが、総務省は、各機関を補助する部署の体制に関して「裁決の客観性・公正性を高めるとの制度趣旨をそこなわないよう対応することが望まれる。」としており、本市においても 4 者の補助機関が別々の部署となるよう本趣旨を体現していくものとする。

#### 参 考

- ア 処分庁等: 処分をした行政庁又は不作為に係る行政庁（武蔵村山市）
- イ 審査庁: 審査請求がされた行政庁（武蔵村山市）
- ウ 審理員: 審査庁に属する職員であって、審査庁から審理員として指名され審理を行う者（武蔵村山市職員）
- エ 第三者機関: 執行機関（市長）の附属機関として設置する機関で、審査庁からの諮問に対し答申を行う機関（武蔵村山市行政不服審査会）

### 3 審査庁

審査庁とは、「審査請求がされた行政庁（法第 9 条）」を指す。審査庁として行うべき事務は、①審査請求事件における適法性の審査、②審理員の指名、③第三者機関への諮問、④裁決、⑤事件概要の公表であるが、この他にも、事前準備として、標準審査期間の作成、審理員候補者選定基準の作成、審理員向け研修の実施などが上げられる。そのため審査庁としては、事前に審理員候補者の選定体制等を構築しておく。

※審査庁が行政委員会等の場合、審理員の指名等の手続は不要となる。

#### 4 審理員制度の体制の構築

##### (1) 審理員候補者

審理員候補者の選定手法として、他市の状況を見てみると、課を単位として組織順に指名する市（狛江市）や処分等の分類に応じてあらかじめ審理員となるべき者（原則、処分課が所属する部の庶務担当課長。庶務担当課長が処分課長の場合は、同じ部の他課長）を定めておく市（武蔵野市）等の事例があるが、審理員審理の要は、しっかりとした争点整理により審理員意見書を作成することであることから、本市における審理員候補者及び指名される審理員については以下のとおりとする。

ア 全課長職及び全主査職にある者（両職の相当職を含む。）

（理由）

- ・ 審理員は、審査庁に所属する職員であり、かつ、法第9条第2項各号に定める除斥事由に該当しない者を指名する必要があるため、かつ、複数の審査請求を受理することも想定されるため、複数の人数を審理員候補者としておく必要があるため
- ・ 審理員は審理手続において中核的役割を担うこと及び高度な判断力を有することが求められることから、課長職及び主査職にある者がふさわしいため
- ・ 専門的知識を有する主査職にある者が審理員となることにより、課長職にある者と相互補完し合い、よりの確な審理を行うことができるため

イ 法務専門員：非常勤特別職（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に該当する者）で、審査請求事件の審理手続のために任命された者

（理由）

- ・ 審理員は、審理手続を主宰し、紛争当事者の主張・証拠の整理を行い、審査庁が作成する裁決に関する意見を自らの名前で提出する重要な職責を果たすため、高度な法的事務処理能力（法的素養）を有する者を審理員候補者としておく必要があるため

##### (2) 審理員の指名方法・体制等（「別紙2」参照）

ア 審理員候補者選定基準の作成

迅速に審理員を選定することができることから(1)アの審理員候補者を選定する際の基準を定めておくこととする。

イ 審理員候補者名簿（資料）の作成

法では、「審理員となるべき者の名簿（審理員候補者名簿）」の作成は義務付けていないが、迅速に審理員を指名するため、アの基準により、審理する案件が発生した際に速やかに資料として名簿化することとする。

また、指名された審理員が審査請求事件に係る争点整理を的確に行うためには、ある程度審査請求に係る処分に関する知識・経験等を有していることも必要であることから、名簿（資料）に登録する者は、当該審理する案件の処分を行った部署に過去に在籍していた職員とする。

（理由）

- ・ 審査請求に係る処分に関して知識・経験がある者を審理員として指名することができ、処分の概要を把握する時間が短縮できるだけでなく、争点が的確に把握できることから、より明確な審理員意見書の作成が期待できるため

ウ 指名・体制（総括審理員・補助者）

「審理員候補者名簿」に登録された者から市長が指名する。

体制は、原則 4 者（課長職 1 者、主査職 2 者、法務専門員 1 者）の合議体とする。このうち課長職にある者又は法務専門員を総括審理員（行政不服審査法施行令（平成 27 年政令第 391 号）第 1 条）とする。なお、審理員のうち主査職にある者は、総括審理員を補助するものとする。

また、法第 9 条第 2 項各号に定める除斥事由に該当するか否かについては、指名予定の者に確認等することにより判断するものとする。

（理由）

- ・ 審理員として指名された場合、弁明書や反論書の提出要求、口頭意見陳述の実施、審理員意見書の作成等、事務処理は多岐にわたり、時間を要するものである。そのため、複数を指名し、負担を分散させる必要があるため
- ・ 審理員については、課長職にある者若しくは主査職にある者又は法務専門員を組み合わせることで指名することにより、よりの確な審理を実施することができるため。なお、審理員意見書は、連署で作成するものとする。

## 5 第三者機関の設置

### (1) 機関の設置

第三者機関とは、法第 81 条に規定された執行機関の附属機関である。本市では、開示決定等における審査請求に対する附属（諮問）機関として「武蔵村山市情報公開・個人情報保護審査会」が存在するが、開示決定等以外の市が行った処分に対する諮問機関として「武蔵村山市行政不服審査会」を別に設置している。

### (2) 委員の選任

武蔵村山市行政不服審査会の委員は、市長が委嘱する。なお、委員の任期は 2 年間で再任は妨げないと規定されている。

参 考

### 武蔵村山市行政不服審査会委員名簿

任期 平成 28 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日まで

役 職	氏 名	備 考
会長	かその まさひろ 加園 多大	弁護士
職務代理	ふくしま まさと 福島 真人	元市職員
委員	たかはし まさはる 高橋 正治	不動産鑑定士
〃	はらだ ともり 原田 友則	税理士
〃	ひるま しげお 比留間 茂雄	社会保険労務士



## 7 関係法令抜粋

### 行政不服審査法

(平成26年法律第68号)

(審理員)

第9条 第4条又は他の法律若しくは条例の規定により審査請求がされた行政庁(第14条の規定により引継ぎを受けた行政庁を含む。以下「審査庁」という。)は、審査庁に所属する職員(第17条に規定する名簿を作成した場合にあっては、当該名簿に記載されている者)のうちから第三節に規定する審理手続(この節に規定する手続を含む。)を行う者を指名するとともに、その旨を審査請求人及び処分庁等(審査庁以外の処分庁等に限る。)に通知しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに掲げる機関が審査庁である場合若しくは条例に基づく処分について条例に特別の定めがある場合又は第24条の規定により当該審査請求を却下する場合は、この限りでない。

- (1) 内閣府設置法第49条第1項若しくは第2項又は国家行政組織法第3条第2項に規定する委員会
  - (2) 内閣府設置法第37条若しくは第54条又は国家行政組織法第8条に規定する機関
  - (3) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第1項に規定する委員会若しくは委員又は同条第3項に規定する機関
- 2 審査庁が前項の規定により指名する者は、次に掲げる者以外の者でなければならない。
- (1) 審査請求に係る処分若しくは当該処分に係る再調査の請求についての決定に関与した者又は審査請求に係る不作為に係る処分に関与し、若しくは関与することとなる者
  - (2) 審査請求人
  - (3) 審査請求人の配偶者、四親等内の親族又は同居の親族
  - (4) 審査請求人の代理人
  - (5) 前二号に掲げる者であった者
  - (6) 審査請求人の後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人
  - (7) 第13条第1項に規定する利害関係人

(審理員となるべき者の名簿)

第17条 審査庁となるべき行政庁は、審理員となるべき者の名簿を作成するよう努めるとともに、これを作成したときは、当該審査庁となるべき行政庁及び関係処分庁の事務所における備付けその他の適当な方法により公にしておかななければならない。

### 第二節 地方公共団体に置かれる機関

第81条 地方公共団体に、執行機関の附属機関として、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理するための機関を置く。

- 2 前項の規定にかかわらず、地方公共団体は、当該地方公共団体における不服申立ての状況等に鑑み同項の機関を置くことが不適當又は困難であるときは、条例で定めるところにより、事件ごとに、執行機関の附属機関として、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理するための機関を置くことができる。

### 行政不服審査法施行令

(平成27年政令第391号)

(審理員)

第1条 審査庁は、行政不服審査法(以下「法」という。)第9条第1項の規定により二人以上の審理員を指名する場合には、そのうち一人を、当該二人以上の審理員が行う事務を総括する者として指定するものとする。

## 8 関連通知

総管管第6号  
平成28年1月29日

各都道府県知事 殿  
各都道府県議会議員 殿  
各指定都市市長 殿  
各指定都市議会議員 殿

総務大臣  
(公印・契印省略)

行政不服審査法及び行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行について（通知）

第186回国会において成立し、平成26年6月13日に公布された行政不服審査法(平成26年法律第68号。以下「新行審法」という。)及び行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成26年法律第69号。以下「整備法」という。)については、行政不服審査法の施行期日を定める政令(平成27年政令第390号)により、本年4月1日から施行することとされました。

－ 中 略 －

貴職におかれては、これまでに情報提供を行っている新行審法及び整備法の内容について十分御理解されるとともに、下記事項に御留意の上、その円滑な施行に向け、格別の御配慮をお願いします。また、各都道府県知事におかれては、貴都道府県内の指定都市を除く市町村長及び市町村議会議員、一部事務組合並びに広域連合に対してもこの旨周知願います（複数の都道府県にわたる一部事務組合及び広域連合については、事務局が属する都道府県知事から周知願います。）。

なお、本通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

記

### 第1 新行審法に関する事項

新行審法により、旧行審法の内容が変更され、又は新たに追加される主な事項は以下のとおりであり、新行審法の施行に当たっては、これらの事項について特に御留意願いたい。

－ 中 略 －

### 7. 第81条第1項又は第2項の機関の委員（第81条関係）

第81条第1項又は第2項の機関は、審査庁である地方公共団体の長等が行う審査請求の裁決の客観性及び公正性を高めるため、第三者の立場から、審理員が行った審理手続の適正性や、法令解釈を含めた審査庁の判断の適否を審査するものとして、新たに設けられるものである。

この趣旨を踏まえ、当該機関については、審査庁からの独立性を確保するとともに、その委員については、当該機関に対する諮問が見込まれる事件に応じた専門性を有する者等を、各地方公共団体等の実情も踏まえ、柔軟に選任するよう配慮すること。